

第1回 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和3年4月15日(木) 午後1時50分～午後3時20分
開 催 場 所	金沢区役所6階2号会議室
出 席 者	沓澤委員、鈴木委員、高林委員、高松委員、中西委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴人:なし) ※一部非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長選出について</li> <li>2 委員会の公開について</li> <li>3 公募要項について</li> <li>4 選定スケジュールについて</li> <li>5 評価基準項目について</li> </ol>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長は中西委員、委員長職務代理者は高林委員とする。</li> <li>2 第1回委員会: 公募要項の審議以降を非公開とする。 第2回委員会: プレゼンテーション及びヒアリングは公開とし、その後の審議は非公開とする。なお、応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答についても傍聴できないこととする。</li> <li>3 公募要項については、原案のとおりとする。</li> <li>4 選定スケジュールについては、原案のとおりとする。</li> <li>5 評価基準項目については、原案のとおりとする。同点の場合は、上位とした委員の多い順で決定する。 最低基準は、加減点項目を除く評価基準項目の合計100点満点の5割以上とする。</li> </ol>
議 事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長選出について 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会要綱に基づき、委員の互選により中西委員を委員長に選出した。また、委員長が高林委員を職務代理者に指名した。</li> <li>2 委員会の公開について 第1回選定委員会は、特定の方が事前に公募情報を知ることで公平な競争の妨げとなることから、これ以降(公募要項に関する審議、評価基準項目に関する審議)を非公開とした。 第2回選定委員会は、公平な審査の妨げにならないプレゼンテーション及びヒアリングは公開(ただし応募団体については他団体のプレゼンテーション及び質疑応答について傍聴できないこと)とし、その後の審議は非公開とした。</li> <li>3 指定管理者公募要項について (事務局) 公募要項について説明。 (委員) 自主事業により収益を上げることは可能か。 (事務局) 収益を上げることもできるが、できるだけ低廉な料金で提供されることを前提としている。</li> </ol>

	<p>(委員) 軽微な修正については事務局に一任するという事で案のとおり了承。</p> <p>4 指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>(事務局) 指定管理者選定スケジュールについて説明。</p> <p>(委員) 確認だが応募者がいなかった場合はどうするのか。</p> <p>(事務局) 要綱の内容を精査し、再度公募を行う。その際には再度委員会を招集し、要綱案の審議をお願いする。</p> <p>(委員) 案のとおり了承。</p> <p>5 指定管理者選定の評価基準項目について</p> <p>(事務局) 評価基準項目及び採点方法等について説明。</p> <p>(委員) 仮に同点となった場合はどうするのか。</p> <p>(事務局) 上位の評価とした委員が多い団体順に候補者とする。</p> <p>(委員) 仮に応募団体が1団体であっても評価して、指定管理者としてふさわしいかどうか判断して決定するという認識でいいか。</p> <p>(事務局) 1団体でも評価を行うが、各委員の評価が5割に満たなければ候補者とはしない。</p> <p>(委員) 加減点項目の評価はどのように行うのか。</p> <p>(事務局) 第三者評価や区が実施している業務点検結果等を参考に評価していただきたい。</p> <p>(委員) 案のとおり了承。</p>
資料・特記事項	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者 公募要項 (評価基準項目含む)</p> <p>(2) 横浜市老人福祉施設条例及び条例施行規則</p> <p>(3) 横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱</p> <p>(4) 横浜市晴嵐かなざわ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(5) 横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回指定管理者選定委員会は、7月26日(月)開催予定。</p>